

## 都心部の喫煙対策見直しについて

（総務委員会報告）

### 1 検討の経緯

- ・「札幌市ポイ捨て等防止条例」制定から20年以上が経過し、インバウンド増加や加熱式たばこの普及、受動喫煙の防止の観点など状況が大きく変化している。
- ・喫煙制限区域の周辺エリアにおいて、路上喫煙に関する苦情が増加傾向にある。
- ・こうした課題に対応し、喫煙者と非喫煙者の双方が快適に過ごせる環境を確保するため、都心部における喫煙対策の見直しを実施するものである。

### 2 これまでの検討状況

令和7年10月：路上喫煙・散乱物状況調査、市民意識調査を実施

令和7年12月・令和8年2月・令和8年7月：外部有識者による検討会を実施

#### 【検討会での主な意見】

- ・区域拡大案、加熱式たばこの規制追加及び公衆喫煙所の候補地については概ね賛成（新たに区域に加わる地域の町内会や関係団体からも新ルール案について概ね了承）
- ・規制強化と併せて喫煙所整備が必要であり、候補地として示されている2カ所だけでは足りないと考えられる、札幌駅周辺にも喫煙所が必要
- ・民間企業に協力を求めるのであれば、補助金などの方策の検討が必要
- ・取り締まりよりも啓発によってマナーを守れる社会の実現

### 3 現時点の方向性

#### (1) 【規制強化】喫煙制限区域の拡大・加熱式たばこの規制対象への追加

##### ○喫煙制限区域の拡大（別図参照）

- ・大通公園西5丁目以西や創成川公園などの喫煙制限区域の周辺エリアにおいて、路上喫煙者が散見されるため、喫煙制限区域を拡大し、規制を強化する。
- ・喫煙制限区域の拡大範囲については、以下を踏まえて設定する。
  - ▶ 路上喫煙者やポイ捨てが多く見られるエリアを含める
  - ▶ 観光客や家族連れが多くみられるエリア（すすきの、狸小路など）を含める
  - ▶ 住宅街が主体となるエリアについては除外

##### ○加熱式たばこの規制対象への追加

- ・加熱式たばこの普及に対応するため、規制を強化する。

(2) 【環境整備の拡充】 公衆喫煙所の整備（別図参照）

- ・規制強化のみ実施した場合、喫煙制限区域外へ路上喫煙者が流出する懸念がある。
- ・路上喫煙に対する苦情や路上喫煙が多く発生しているエリアを中心に整備を進める必要はあるが、整備の調整に想定よりも時間を要している。（公衆喫煙所の候補地：テレビ塔付近・大通公園6、7丁目）
- ・民間企業との連携を含め、効果的な整備手法を検討する。

※喫煙所の整備に係る補助制度については、他都市の状況等を調査し、その必要性を検討する。

(3) 【巡回体制・周知啓発の充実】

○巡回体制

- ・過度な取り締まりに偏ることなく、マナー向上に向けた啓発を主目的とする。
- ・路上喫煙に対する指導及び過料徴収実績を随時集計し、巡回計画に反映する。
- ・路上喫煙者が多い昼休み等の時間帯において、重点的な巡回を実施する。

○周知啓発

- ・喫煙制限区域や公衆喫煙所の場所について、特に喫煙者への周知を強化する。
- ・既存の喫煙所やホテル等の関係施設へ新ルールを周知徹底し、民間事業者と一体となった啓発活動を展開する。

※指導員が条例違反を発見した場合、原則、現場での指導を行う。ただし、指導に従わない場合や、迷惑性の高い悪質な違反（ポイ捨て・歩きたばこなど）に対しては過料を徴収する。

## 4 パブリックコメントの実施延期について

2定総務委員会で、令和8年11月、12月にパブリックコメントを実施する旨お伝えしていたが、規制の実効性確保に必要な公衆喫煙所整備の設置調整に時間を要しており、一定程度の公衆喫煙所整備の見通しが立つまでパブリックコメントの実施を延期することとしたい。

## 5 今後の予定

一定程度環境整備の目途が整い次第、パブリックコメント実施時期も含め報告する。

【担当】 環）事業廃棄物課 沼田、藤本、石田

TEL：211-2927

